

外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第三百三十三号）中一部改正

外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

第三条第四号の改正規定は、令和三年三月十八日から施行する。